

11.4 集会に見るインドネシアのマイノリティ問題

阿部和美*

1. はじめに

2016年11月4日、約10万人の群衆がジャカルタの中心地を埋め尽くした。彼らは礼拝の後、ジャカルタ中心部にあるイステイクル・モスクに集合し、大統領宮殿（イスタナ・ムルデカ）を目指してデモ行進を行った。その目的は、ジャカルタ州知事バスキ・プルナマ（Basuki Purnama、以下「アホック」）の発言が宗教冒瀆罪に相当するとして、逮捕を求めることにあった⁽¹⁾。11.4集会は、1998年5月のスハルト退陣を求めたデモンストレーション以来の規模となり、一連の騒ぎは未だ終結の途を見ることなく、連日メディアをにぎわしている⁽²⁾。

インドネシアでは、2014年、ユドヨノ大統領の任期満了に伴う大統領選挙が行われた。元陸軍特殊部隊司令官を務めたプラボウォ（Prabowo Subianto）と、家具屋出身で庶民派代表と謳われたジョコ・ウィドド（Joko Widodo、以下「ジョコウィ」）という、全く異なる背景を持つ二人の候補者がキャンペーンを繰り広げた。プラボウォは、スハルト政権を思い起こさせる「強いインドネシア」というスローガンを掲げて選挙戦に臨んだ。両者の接戦に、インドネシアの民

主化の行く末が危ぶまれたが、ジョコウィ勝利の結果を受けて、インドネシアの民主主義の危機はひとまず回避された⁽³⁾。

同時に、ユドヨノ政権下での安定した10年の後に、歴代の大統領のようなエリート政治家ではなく、貧困家庭出身の庶民的な大統領が誕生したことは、インドネシアに新たな時代の到来を告げた。このように、インドネシアの模範的な民主主義への歩みが評価される中で発生したのが、今回の事件である。11.4集会に着目する必要があるのは、第一に、11.4集会が1998年以来の大規模なものになったこと、第二に、11.4集会が、汚職や人権侵害ではなく、イスラム教を中傷したアホックの退陣を求めて開催されたこと、第三に、アホックが、クリスチャン・華人⁽⁴⁾という2つのマイノリティ要素を抱えた人物であること、以上の3点による。

イスラム教急進派を中心としたいくつかの団体は、アホックの発言が宗教冒瀆罪に相当すると判断し、結果として1998年以降の規模となる市民が動員されたことは、アホックが非ムスリムであり、インドネシアで常に差別の対象とされてきた華人であることと大きく関係があると考えられる。さらに、2017年2月にジャカルタ

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年（指導教員 山田 満）

州知事選挙を控えて、一連の反アホック運動を利用しようと画策したグループの存在を確認する必要がある。

インドネシアは、スハルト政権崩壊後、国際社会に民主化をアピールしてきた。2004年にアチェ独立運動（GAM）との和平合意に調印したことは、その一例である。一方で、マイノリティの保護に関しては課題が多く、11.4集会に見られるように、マイノリティに対する大衆の反発は、政治に大きな影響を及ぼしている。

本論文では、はじめにアホックの発言に関する一連の事件について現地報道を元に整理し、反アホック運動を政治的に利用しようとしたグループの存在を明らかにする。次に、アホックに対する非難の根拠とされる宗教冒涜法について整理し、宗教的マイノリティが置かれている現状を、国家権力とマイノリティに対する暴力の関係に着目して明らかにする。その後、華人差別の歴史的背景について考察を行い、インドネシア社会における華人の特殊な地位を明らかにする。最後に、11.4集会に関連したジョコウィ大統領の動きを確認し、マイノリティ問題へのアプローチが難しいことを明らかにする。

2. 11.4 集会に至るまで

(1) 事件の発端

アホックは、スマトラ島のバンカ・ブリトゥン州にあるマンガルで生まれた。華人が多く、住民の4分の1を華人が占める地域であり、アホック自身も華人の家系に生まれたカトリック教徒である。アホックは、国民議会（DPR）議員を務めた後、2012年ジャカルタ州知事選挙に、現大統領のジョコウィと正副知事ペアとして出馬した。スラカルタ市長としての手腕が評

価されてジャカルタ州知事候補に躍り出たジョコウィと、非ムスリムで、外島出身のアホックのペアは、これまでの正副知事候補者とは異なる要素が人気を博し、当選した。

当時、ジョコウィ州知事は、現場の抜き打ち視察や、官僚ポストの縮小といった大胆な政策を打ち出し、官僚機構改革を進めた。2014年にジョコウィが大統領選挙に出馬すると、副知事であったアホックは、ジャカルタ州知事に就任した。ジョコウィの政策を踏襲しながら、州議会の不透明な予算について追求したり、洪水対策のために不法占拠をしている貧困層を強制退去させたり、対立や反発を恐れずに次々と新しい政策を実行した。

アホックの歯に衣着せぬ物言いや、批判にも動じない態度は、いつも笑顔で穏やかなジョコウィ大統領とは対照的であったが、既得権益との繋がりを重視する政治家に嫌気が差していたジャカルタ中間層の市民から支持を集めた。2016年3月の世論調査では、アホックは59.3%という高い支持率を得ている⁽⁵⁾。アホックは早々に次期州知事選挙に名乗りを上げて、独立候補として立候補することを表明していたが、最終的に闘争民主党、ゴルカル党、民主国民党、ハヌラ党の支持を得ることが決まった⁽⁶⁾。

2016年9月27日、アホックが選挙キャンペーンの一環として行った演説の内容がイスラム教を冒涜しているとして、演説の様子を編集した映像がインターネット上に公開された⁽⁷⁾。ソーシャルメディアの影響が大きいインドネシアでは、映像は瞬く間に全国に広がり、冒涜の有無をめぐる議論が沸き起こった。アホック陣営は、1時間の演説を48分31秒に編集した映像は故意にアホックをおとしめていると訴え、映像

を編集し公開したブニ（Buni Yani）を名誉毀損の罪で警察に通報した。アホックは、イスラム教を中傷する意図は全くなかったことを繰り返し説明し、謝罪をした。さらに、ブニ自身も、意図的に映像を編集したことを認めたが、反アホックを掲げる運動は収束する気配を見せなかった⁽⁸⁾。

10月14日、ジャカルタ市庁舎の前で約5千人が参加するデモが開催され、警察官16名が負傷する騒ぎになった。アホックの退陣や宗教冒涇罪に基づく逮捕を求める同様のデモは、スラバヤ、バンドンなどジャカルタ以外の地域でも実施された⁽⁹⁾。11月4日には、イスラム擁護戦線（FPI）が主催する大規模なデモンストレーションが、ジャカルタで計画された。ジャワ島以外の外島からも多くの参加者が詰め掛けて、前夜から待機した結果、参加者が10万人規模に膨れあがったことは、先述の通りである。

11.4 集会が開催される前には、ジョコウィ大統領やイスラム教系の主要団体が、デモ行進に暴力を用いないことを呼びかけたり、集会への参加自粛を求めたりした。集会当日は、警察と国軍から集められた2万人が治安維持に当たった。これらの努力が功を奏したのか、10万人の群衆は大きな事件を起こすことなく、集会はほぼ終了した。しかし、午後8時過ぎ、大統領官殿の前で一部の参加者が暴徒化し、警察官2名が負傷したほか、警察車両を含めた車両18台が破壊された。ほぼ同時刻、ジャカルタ北部にあるブンジャリガン地域でも、暴動が発生した。ブンジャリガン地域は、多くの華人が住む地域である。

11月16日、それまでアホックに対する捜査に消極的と見られていた警察は、アホックを宗教

冒涇罪の容疑者と認定した。前日に開かれた審査会では、アホックに対する容疑についての専門家の意見は分かれたが、最終的に公判によって判断が下されるべきという結論に達した⁽¹⁰⁾。11月25日、警察は捜査を終了し、刑事手続きは検察に引き継がれた。公判は、ジャカルタ州知事選挙前に開かれる予定である。

(2) 次期ジャカルタ州知事選挙をめぐる策略

2017年2月に予定されているジャカルタ州知事選挙には、アホックの他に、グリンドラ党の支持を受けた前教育文化大臣のアニエス（Anies Baswedan）と、ユドヨノ前大統領の息子であるアグス・ユドヨノ（Agus Yudhoyono）が出馬している。4党がアホックの支持を表明したことに対して、残る6党の候補者選びは直前まで難航した。最終的に選ばれたアニエスとアグスの二人は、いずれも比較的若く、政党内での経験がほとんどない。アホックを意識した、クリーンで新しいイメージを抱きやすい人選である。

反アホック運動は、ジャカルタ州知事選をめぐる状況が白熱する中で発生した。一連の事件の結末によっては、現職のアホックは次期州知事選挙に向けて失速するか、有罪判決を受けて候補者の資格を失うことになるかもしれない。加熱する反アホック運動は、対立候補を擁立する政党にとって、利用価値の高いものとなった。さらに、アホックに対する反対運動を契機として、アホックの盟友であるジョコウィ政権批判を繰り広げようとするグループが存在することを指摘したい。

ジョコウィ大統領の支持基盤は、決して盤石ではない。国民議会の議席数を見ると、ジョ

コウイ大統領を支持する闘争民主党が国民協議会に占める議席数は、わずか20% (109議席) である。次いでゴルカル党16% (91議席)、グリンドラ党13% (73議席)、民主主義者党11% (61議席) と続く。大統領就任後、民族覚醒党 (8%)、開発統一党 (7%)、民主国民党 (6%)、ハスラ党 (3%) と連立を組んだが、それでも与党連合が占める割合は44%という分割政府状態から出発した。その後、ゴルカル党、国民信託党が与党連合に加わり、現在国民協議会に占める与党の議席は69%である。

グリンドラ党は明確に野党の姿勢を貫く一方で、次に多くの議席を占める民主主義者党は中立の立場を保持し、同党の動きは議会運営の鍵となっている。民主主義者党がユドヨノ前大統領の息子を擁立したことは、ユドヨノと闘争民主党党首メガワティが長期にわたって対立関係にあることとも重なり、11.4 集会は、ユドヨノ前大統領の暗躍によるものではないかという憶測を呼んだ⁽¹¹⁾。ユドヨノ疑惑の真偽のほどは定かではないが、ジョコウイ大統領は、11.4 集会の参加者が暴徒化した背景には、暴動を扇動した大物政治家がいると明言した⁽¹²⁾。11月6日には、警察が11.4 集会の背後にいる人物を特定し、現在諜報部門が調査を進めていると発表した⁽¹³⁾。

実際に、11.4 集会には、国民協議会 (DPR) 副議長のファドリ (Fadli Zon) (グリンドラ党)、同じく副議長のファフリ (Fahri Hamzah) (福祉正義党)、国民信託党設立者のアミン (Amien Rais) など、大物政治家の姿が多く見られた⁽¹⁴⁾。後述するように、イスラム系主要団体が一部の扇動者が呼びかける11.4 集会への参加を自粛するよう求める中で、国政を担う立場の人物

が動員の重要人物として参加していたことは、11.4 集会を政治的に利用しようとする彼らの意図を象徴していると考えられる。

3. マイノリティに対する圧力

(1) 宗教的マイノリティ

11.4 集会が、汚職や人権侵害を問題視したのではなく、イスラム教に対する中傷を理由としたデモであったことは、現在のインドネシア社会のマイノリティ問題を理解する上で重要である。冒瀆罪は、インドネシア刑法 (KUHP) 第156条a項を根拠としている。この条文が生まれたのは、スカルノ政権にさかのぼる。当時、イスラム教系の組織は、インドネシアに根付く神秘主義的な信仰が、イスラム教の弱体化を招くのではないかという危機感を抱いていた。彼らから要請を受けて、スカルノ大統領は1965年に大統領令を發布した。

1966年、同大統領令はインドネシア刑法「公共の秩序に反する犯罪 (第5節)」に組み入れられ、その後、法律1969年第5号として成立した (Undang-Undang Penodaan Agama)。具体的には二つの行為が犯罪として明記されている。一つは、インドネシアで公認されている宗教から逸脱した場合⁽¹⁵⁾、もう一つは、これらの宗教を中傷した場合である。冒瀆罪に相当すると、最長5年収監の刑に処せられる。

興味深いことに、宗教冒瀆罪に関連する有罪判決は、スハルト政権下では10件にも満たないのに対し、その後の改革時代には47件、実に120人もの人々が有罪判決を受けている⁽¹⁶⁾。しかもその大半は、マイノリティである宗教グループや指導者が、イスラム教を冒瀆したとして有罪判決を受ける事例である。インドネシア

はイスラム教徒が大多数を占めるが、隣国マレーシアやブルネイのようにイスラム教を国教とはしていない。パプア地域やヌサ・トゥンガラ地域はカトリック教徒が多く、バリ島ではヒンズー教徒が主流であり、地域によって事情は大きく異なる。

一方で、政治と宗教、特にイスラム教との関係が深いことも事実である。独立間もない1952年に設置された神秘主義信仰監視調整委員会(Bakor Pakem)は、あらゆる信仰に関する情報収集および監視を行った。この機関は地域ごとに下部組織を有し、警察や軍、諜報部門、内務省、教育文化省とも連携していた。神秘主義信仰監視調整委員会は国家機関の一例であるが、イスラム教系団体も大きな力を有している。代表的な組織として、インドネシア・ウラマ評議会(MUI)を挙げる。

ウラマ評議会は、インドネシアのイスラム教系グループの代表から構成された、インドネシア最高位のイスラム教聖職者組織である。1975年、スハルト政権下において、主としてファトワー⁽¹⁷⁾発令のために組織された。ウラマ評議会は、特に宗教関係の問題に対して現在も強い影響力を保持していて、ユドヨノ政権下では、異端教派の発生を防ぐための政府の指針を作成している⁽¹⁸⁾。

インドネシア憲法では、唯一神への信仰が定められていて、国民は何らかの宗教を信仰しなければならない。ただし、憲法では信条の自由も保障されている(第28条E)。改革期に入ると、信条の自由は人権活動家を中心に重要な問題として提起された。彼らの活動の集約点となったのが、2009年、インドネシアの憲法裁判所に、法律1969年第5号の司法審査を求めたこ

とである。彼らは、法律1969年第5号に明記された宗教冒瀆罪は、2006年にインドネシアが加入した、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)」で保障された表現の自由、信条の自由、平等の原則、およびインドネシア憲法で保障されている信条の自由を侵害するものであると申し立てた⁽¹⁹⁾。

宗教省と法務人権省は、宗教冒瀆法は社会的秩序と平和を維持するために必要であるとして、申し立てに反対した。ウラマ評議会は、欧米の価値観に基づく人権と、イスラム教における人権は同一ではないとして、国際人権規約に謳われた人権概念の普遍性を否定した。2010年4月、憲法裁判所から示された見解の要点は、以下の通りである。

宗教冒瀆法が存在しなければ、社会に水平的な紛争や、不和、敵愾心を生み出し、社会が不安定化する。国民の安全を確保する社会秩序と公共の利益、ひいては国家の安定のために、宗教冒瀆法が必要である。宗教冒瀆法は憲法で保障された信条の自由を侵害するものではなく、信条の自由を保障するために必要とされる、インドネシア独自の方法あるいは文化である⁽²⁰⁾。

スハルト政権崩壊から10年が経過し、表現・信条の自由度75%⁽²¹⁾という評価を獲得するインドネシアは、恒常的に個人の信条の自由よりも公共の秩序を優先させることを、「インドネシア的な性質(keindonesiaan)」という言葉を用いて明言した。先述したように、冒瀆罪の適用例は、社会に大きな影響力を持たない宗教的マイノリティや、個人の軽率な行為、イスラム教のマジョリティである教派と異なる解釈を示す教派が、イスラム教を冒瀆したとされて有罪判決を受ける事例である。

これまでの事例と憲法裁判所の見解から導き出されるのは、宗教冒涇法が施行されているインドネシアでは、宗教に関連する自由な議論や、イスラム教の正統派とは異なる解釈は違法であり、宗教冒涇法は、宗教的マイノリティに属す人々を保護するための法律ではなく、インドネシアのムスリムマジョリティの地位を確保するために存在しているということである。憲法裁判所の見解が示すように、冒涇法が現在のインドネシアにとって必要な法律であるならば、この状況は今後も継続することが予想される。

2008年には、宗教冒涇罪の適用範囲を電子情報に拡げるため、「電子情報およびトランザクションに関する法律2008年第11号（UU Informasi dan Transaksi Elektronik）」が施行された。同年、冒涇法を根拠として、宗教大臣と内務大臣による共同大臣決定（2008年第3号）が署名された。この決定は、実質的にイスラム教アハマディア派の宗教活動を禁じるもので、国内に20万人以上いると推定される信者に大きな影響を与えた。

共同大臣決定をうけて、2011年には、26の州政府がアハマディア派の活動に制限を加える州法を制定した。アハマディア派の活動は法律的に禁じられただけでなく、2005年7月以降に急増した暴力事件によって、深刻な被害を受けた。アハマディア派本部への襲撃や、信者の殺害、コミュニティに対する攻撃が相次ぎ、バリのオーストラリア領事館やドイツ領事館に政治的亡命を求める信徒が発生したほどである⁽²²⁾。

暴力的な事件を起こすのは、イスラム擁護戦線などのイスラム教急進派に属す集団である場合が多く、事件後には警察の捜査が行われる。

ウラマ評議会や大臣たちは、決して暴力的な行いを認めている訳ではない。しかし、国家機関や宗教的に高い権威を持つ組織から発せられた決定が、アハマディア派を攻撃する集団の後ろ盾となっていることは明らかである。先述したアハマディア派に対する暴力事件が増加した背景には、共同大臣決定に加えて、ウラマ評議会が、アハマディア派の解釈はコーランの教えから逸脱していると公表したことが影響した。

さらに、共同大臣決定が発表される前週には、アハマディア派を支持する100人ほどの平和的な行進を、500人以上の兵士が暴力的な手段を用いて解散させた⁽²³⁾。こうした報道は、市民に対する暴力が許容されるという誤った情報を社会に発信し、マイノリティに対する暴力を促進させる原因となっている。近年インドネシアでは、アハマディア派の例を含めて、宗教的マイノリティに対する攻撃が増加している⁽²⁴⁾。

ジャカルタに限っても、2013年8月に仏教寺院に爆弾が仕掛けられ、3人が負傷した事件に続き、カトリック系の高校に火炎瓶が投げつけられる事件が発生した。ジョクジャカルタでは、2014年5月、カトリック信者の集会が襲撃を受け、翌6月には、事件のあった自宅の近所にある教会が、スンニ派の武装グループによって攻撃を受けている。マドゥラでは、2012年8月に約1,000人ものスンニ派武装グループがシーア派の村を襲撃し、数百人が避難民となった⁽²⁵⁾。

インドネシアでは、17歳になると身分証明書（KTP）が発行され、公認6宗教のいずれかを登録する。6宗教以外を信仰している場合には、宗教欄を空白のまま身分証明書を発行する

ことが可能である。しかし、宗教欄が空欄ということは、インドネシアで禁じられている無神論者である可能性を示唆することを意味し、インドネシアで生活する上でさらに多くの問題に直面することになる。言うまでもなく、差別を避けることを目的として、虚偽の宗教を登録することは違法である。宗教的マイノリティは、難しい状況に置かれている。

国民の大半を占めるムスリムに大きな影響力を持つウラマ評議会は、しばしば宗教的マイノリティの排除を認めるような解釈を公表している。反アホック運動の例を見ても、ウラマ評議会は10月11日、アホックの発言は冒瀆罪に相当すると発表した。当時、警察はアホックの容疑について何も言及していないにもかかわらず、アホックが有罪であるかのような風潮が生まれたのは、イスラム教最高位の権威を持つウラマ評議会の解釈が大きく影響していると言える。

その他にも、ジャカルタの首長はムスリムであるべきという見解や、ムスリムが非ムスリムの候補者に投票することは、イスラム教の教えに反しているという解釈を示している⁽²⁶⁾。一方で、インドネシア最大の信者を抱えるナフダトゥル・ウラマ (NU) は、信者の11.4 集会への参加を禁じ、アホックの冒瀆罪を主張する一部の先導者に惑わされないよう警告を発している⁽²⁷⁾。また、第二の規模を誇るムハマディヤ (Muhammadiyah) も、11.4 集会においてムハマディヤグループのシンボルを掲げることを禁止し、11.4 集会に参加する場合は信者としてではなく、個人として参加するよう要請した。

上記の二団体は、イスラム教徒が選挙で誰に投票するかという選択は個人の自由であり、非ムスリムを首長として選択しても、イスラム教

の教えに反していないとの見解を表明している⁽²⁸⁾。両団体の中には、多くのムスリムに一方的な解釈を押しつけ、反アホック運動を拡大させた原因があるとして、ウラマ評議会に責任を求める声もある⁽²⁹⁾。ウラマ評議会が宗教的マイノリティに対して排他的な解釈を公表することは、宗教的マイノリティを脅かす急進派の台頭を招く可能性がある。宗教的マイノリティに対する脅威は、やがてインドネシア統一を脅かす要素となる危険性があることを指摘する必要がある。

(2) 華人差別の歴史

宗教的マイノリティという要素に加えて、アホックに対する運動を激化させている一因は、アホックが華人という事実である。インドネシアにおける華人は、インドネシアの多様な民族とも一線を画した特殊な地位を有している。本項では、インドネシアにおける華人の歴史を確認する。華人の歴史は古く、7世紀のスリウィジャヤ王国の時代、すでに多くの商人が中国大陸からマラッカ海峡を通過して西方に向かっていった。彼らは、スリウィジャヤ王国の港に魅せられ、定住を始めた⁽³⁰⁾。

1619年にオランダ東インド会社 (Vereenigde Oostindische Compagnie) がバタビアに統治を確立してからは、交易商人としてのネットワークや技術を評価されて、貿易事業に従事した⁽³¹⁾。オランダ政府がインドネシア統治に用いた分割統治は、ヨーロッパ人を第一級市民と位置づけ、華人などの外国人は第二級市民、インドネシアのネイティブは最下層とするものであった。華人とネイティブを徹底して切り離れたこの政策は、華人に「よそ者」としてのアイ

デンティティを植え付け、現地社会に溶け込むことを困難にした⁽³²⁾。

20世紀に入ってインドネシアに民族主義が芽生えても、華人が運動に加わることはなく、民族主義運動の枠組みの中に華人が組み込まれることもなかった。華人を取り巻く状況は、第二次世界大戦後の独立戦争を経ても、大きな変化はなかった。独立後、インドネシア政府と中国政府の間で華人の存在が問題となり、インドネシア国籍を選択する者は、1962年1月までに中国籍を放棄することが求められた⁽³³⁾。華人に対して、「経済的独占者」、「中国の手先」という反華人的なレッテルが貼られるインドネシアでの生活は望ましいものではなく、高額かつ煩雑な手続きをしてインドネシア国籍を取得した華人は少なかった⁽³⁴⁾。

1965年、9.30事件が発生すると、多くの華人が共産党との関係を疑われて犠牲となり、その後、インドネシアと中国との国交は断絶した。スハルト政権下では、華人に対する同化政策が徹底された。中国語書籍、中国語による教育は禁止され、中国的伝統行事を公に執り行うことも禁じられた。華人結社は解散し、インドネシア的な氏名への変更が奨励された。1970年代には、民族、宗教、人種、階層 (Suku Bangsa, Agama, Ras dan Antar Golongan) に関する議論が禁じられ、華人としてのアイデンティティを表出する場は社会から消え去った。

華人の大部分は儒教を信仰していたが、1978年、儒教は準宗教に位置づけられたため、多くがキリスト教に改宗した。インドネシア人への同化は強制されたにも関わらず、華人はインドネシア人と同等とは見なされず、華人に対する差別は法律に明記された。彼らの身分証明書には

特別な印が押され、国籍証明書 (SPKRI) の所持が義務づけられた⁽³⁵⁾。インドネシア国籍保持者でも、公務員、警察官になることはできず、国立学校への入学も制限されるなど、華人はあらゆる政治社会的空間から排除された。

インドネシアにおける華人は、プラナカン (peranakan) とトトク (totok) に分類される。プラナカンは17世紀以降に移住してきた華人でインドネシア人との混血が多く、現地社会への統合度が高く、インドネシア語を介すのに対して、トトクは19世紀末以降に移住してきたグループで、華人以外と結婚するケースはほとんどなく、中国的な要素を強く保持しているとされる⁽³⁶⁾。両者の生活様式は全く異なるにもかかわらず、スハルト政権下では、華人はすべて「チナ⁽³⁷⁾」として一括りにされた。

このため、後に華人エリートや華人起業家が社会の表舞台に登場すると、異なる文化要素を持つその他の華人も同一視され、反華人運動の被害を受けるようになった。しかし彼らの多くは、一般的に浸透した「成功した華人」のイメージとは違って貧困層であり、ジャワ島以外の地域では、プランテーション労働者や鉱山労働者として暮らしていた。

1969年からは外国資本の導入が進められ、一部の華人企業家は、政府高官と関係を築いて事業を拡大させた。皮肉なことに、経済開発において重要な役割を担った華人起業家の多くは、インドネシアへの統合度の高いプラナカンではなく、中国語を介し、富の蓄積のあるトトクであった。華人企業が増加すると、「政府国間や軍との執着関係を結ぶ腐敗の元凶」、「インドネシアへの忠誠心に欠け、金のためなら何でもする」という対華人イメージが生まれ、反華人暴

動へと発展した。華人は、スケープゴートとして標的になったのである。当時、実にインドネシアの大手企業の約8割は華人の手中にあったと言われている⁽³⁸⁾。

1998年5月、スハルト退陣を求める混乱の中でジャカルタを中心に発生した反華人暴動は、華人社会に深刻な被害をもたらした。この暴動を通して、スハルト政権下における同化政策は実を結ばず、華人は依然としてインドネシア社会における「よそ者」であることが露呈した。しかし、その後の改革期には、華人に対する多くの差別的な法律が撤廃された⁽³⁹⁾。特にワヒド大統領下では改革が進み、大統領決定2000年第6号ではイムレック（春節）を祝うことが許可され、2002年には正式に祝日となった。

以降、華人への差別は公式に撤廃され、中国語教育や華人による政党の設立、中国語の出版物が盛んになった。2014年には、華人の呼称が「ティオンホア」に統一され、スハルト政権下で公的に差別を受けていた「チナ」と一線を画した新たな地位を築くことが望まれている。2016年10月、中国インドネシア社会協会（PSMTI）は第18回全国集会を開催し、現在華人がインドネシア人とほぼ平等の地位を得られていることに対し、政府に謝意を表明している⁽⁴⁰⁾。

しかし、コミュニティレベルでの華人差別は続いている。肌の色や顔立ちが中国的であれば、常に華人なのかと質問を受け、華人であるかないかを確認される。ジルバブを着用していなければ、その頻度は増大するという⁽⁴¹⁾。また、友人との会話の中で、冗談の一つとして華人に対する否定的なイメージが用いられることは、スハルト時代に植え付けられた「チナ」に

対するイメージが、現在の若い世代にも引き継がれていることを示している。

華人に対する差別的な法律も、全て撤廃された訳ではない。例えば、ジョクジャカルタでは、華人は土地の購入を禁じられている⁽⁴²⁾。インドネシアは国家として、スハルト時代に行われていた公的な差別を撤廃したが、インドネシア社会コミュニティへの統合を進める抜本的な政策や、市民の意識改革を目指す計画プログラムには着手していない。その結果、現在も市民の意識に大きな変化は見られず、息を潜めている反華人の風潮は、今回の反アホック運動のように、機を捉えては表出している。

政治的、経済的に活躍する華人が増加し、インドネシアの発展に貢献することは、これまで苦しまれてきた「よそ者」というレッテルではなく、新たな地位を築く転換点となる可能性を秘めている。しかし同時に、表舞台で活躍する華人に対して生まれた反感が、その他の多くの華人に向けられるという危険性ははらんでいる。多くの華人は、表舞台で活躍する華人たちに対する世論を、常に不安を抱きながら観察している。

4. マイノリティ問題へのアプローチ

ジョコウィは、大統領選挙のキャンペーン中、マイノリティに対する社会の不寛容性を重要課題の一つに挙げていた⁽⁴³⁾。今回の反アホック運動についても、マイノリティを排除しようとする風潮や暴力の増加を懸念し、11.4集会を平和的なものにするために奔走した。10月31日には、グリンドラ党首であり、2012年の大統領選挙で敵対したブラボウォの住居を訪れた⁽⁴⁴⁾。かつての政敵ブラボウォとの対談を演

出することで、政治的な意見の違いを乗り越えて国の結束のために協力することが重要であるというメッセージを国民に向けて発信するためであった。

11月1日には、ウラマ評議会を含む主要イスラム団体の代表を訪ねて、デモが平和的に行われ、インドネシアの統一を妨げるものにならないよう呼びかけた。11.4集会の後にはオーストラリア訪問をキャンセルし、約2週間にわたって精力的に政党の代表者との面談を重ねた。政党関係者だけでなく、イスラム社会に広く影響力を持つイスラム教系団体の代表者を大統領官邸に招いたり、有力者が多く出席するイベントに自ら足を運んだりした。

例を挙げると、闘争民主党、グリンドラ党、ゴルカル党、民主国民党、民族覚醒党、開発統一党党首のほか、ウラマ評議会、ナフダトゥル・ウラマ、ムハマディアの代表者、さらに国軍や警察幹部との面談も実施している⁽⁴⁴⁾。ジョコウィ大統領の一連の対応から、11.4集会がインドネシアという国家にもたらす可能性がある深刻な影響と、ジョコウィ大統領の危機感を読み取ることができる。

ジョコウィ大統領と各代表者の面談の中で、ジョコウィ大統領は常に国家の統一を掲げ、面談をした代表者たちも、ジョコウィ大統領に同意した。しかし、国家の統一を脅かしている根本的な課題であるマイノリティの保護について述べた記事は、今のところ散見されない。最も重要なのは、集会における暴力の有無ではなく、マイノリティに対する不寛容性が社会に広がっているという現状である。それにも関わらず、面談の中でマイノリティの保護や社会の不寛容性について議論がされないことは、現在の

インドネシアにおいて、マイノリティに関する問題が依然として神経質な課題であることを意味している。

5. おわりに

これまでの考察から、アホックに対する一連の事件は、マイノリティに対する社会の不寛容性が表出したものであることが明らかになった。マイノリティに対する不寛容性は、宗教と民族の2点に分別される。宗教的マイノリティに対する直接的、間接的暴力が増加している背景には、今日インドネシアが冒涇法による取り締まりを継続していることと、政府やウラマ評議会の活動が、結果的に、宗教的マイノリティを排除しようとする社会の風潮を強めているという背景がある。特に、ウラマ評議会は宗教の差異を認めないような解釈を公表し、非ムスリム政治家の締め出しや、宗教的マイノリティに対する攻撃を促進する要因を生み出している。

もう一点は、インドネシアに根強く残る反華人の風潮である。華人の多くは、既に何世代にもわたってインドネシアに定住しているにもかかわらず、未だに「華人=よそ者」としての地位から抜け出せていない。改革期に入り、華人に対する同化政策や差別的な法律の多くは撤廃されたが、華人を地域社会に積極的に受け入れようとする動きはほとんど見られない。その結果、華人は依然として、政治社会的な差別と闘っている。

さらに、こうしたマイノリティに対する不寛容性を利用して、2017年ジャカルタ州知事選挙においてアホック当選を阻もうとする一部のグループが、11.4集会への動員を社会に働きかけた。以上の複数の要因が絡んだ結果、反アホッ

ク運動は加熱し、11.4集会は1998年以来の大規模なものへと発展した。マイノリティに対する不寛容性が広がる中で、庶民派大統領ジョコウィに対するマイノリティの期待は大きい。しかし、マイノリティの保護はジョコウィ政権の政策の中で優先順位が低く、国民議会における支持基盤も強固ではない。

厳しい現状の中で、ジョコウィ大統領がどのような成果を出すことができるのか、イスラム教急進派や保守派の台頭を抑えて、マジョリティとマイノリティの共存を進めることができるのか、ジョコウィ政権は重要な局面を迎えている。スハルト政権崩壊から15年が過ぎた今、インドネシアの民主主義が次の段階に進むためには、出自に関わらず政治家を目指すことが可能となり、誰もが宗教に関係なく選択の自由を行使することができるように、マイノリティ問題と正面から向き合い、根本的な解決策が議論されるべきである。

[投稿受理日2016.12.10/掲載決定日2016.12.22]

注

- (1) 以下、11月4日に開催されたデモンストレーションを、11.4集会と呼ぶ。
- (2) 12月1日時点での情報。
- (3) Marcus Mietzner, "How Jokowi Won and Democracy Survived," *Journal of Democracy*, Vol. 25, No. 4, pp. 111-125.
- (4) 中国系のインドネシア人は、歴史的背景によって様々な分類があり、呼称も異なる。本論文では、中国系インドネシア人の詳細を問題としないため、中国系のインドネシア人および中国・台湾からの移民をすべて「華人」と呼ぶ。
- (5) Lingkungan Survei Indonesia, *Ahok Potensial Kalah?*, October 2016, URL: <http://lsi.co.id/lsi/2016/10/04/ahok-potensial-kalah/> (last visited 5 December 2016).
- (6) 以下、政党の名前は日本語訳を記載する。それぞれの政党の日本語訳は次の通り（カッコ内は政党の略称）。闘争民主党（PDI-P）、ゴルカル党（Golkar）、グリンドラ党（Gerindra）、民主主義党（Demokrat）、国民信託党（PAN）、民族覚醒党（PKB）、福祉正義党（PKS）、開発統一党（PPP）、民主国民党（NasDem）、ハスラ党（Hanura）。
- (7) アホックの演説の中で問題視された部分は、以下を参照（英語訳）。Amnesty International, *Indonesia: Drop Blasphemy Case against Jakarta Governor*, 16 November 2016, URL: <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/11/indonesia-drop-case-against-jakarta-governor/> (last visited 1 December 2016).
- (8) *The Jakarta Post*, "Buni Yani, Uploader of Ahok's Blasphemy Video, Named Suspect," 23 November 2016.
- (9) *The Jakarta Post*, "Violence Stems from Inter-ethnic Tensions," 7 November 2016.
- (10) *Tempo*, "Menohok Ahok," 21 November 2016, pp. 30-33.
- (11) ユドヨノ前大統領は、11月2日に記者会見を開き、11.4集会に全く関与していないことを訴え、捜査の信憑性を疑問視した（*Kompas*, "SBY: Info Intelijen Demo 4 November Digerakkan Parpol, Itu Fitnah dan Menghina," 2 November 2016）。
- (12) *Kompas*, "Presiden: Aktor Politik Menunggangi," 5 November 2016.
- (13) *The Jakarta Post*, "Indonesian Police Probe Political Actors behind Nov. 4 Rally," 7 November 2016.
- (14) *ibid.*
- (15) 現在公認されているのは、イスラム、カトリック、プロテスタント、ヒンズー、仏教、儒教の6宗教。憲法裁判所は、現在は公認された6宗教以外の信仰も認められているため、宗教冒瀆罪は公認6宗教だけに適用されるものではないとしている。詳細は以下を参照。Amnesty International, *Prosecuting Beliefs: Indonesia's Blasphemy Laws*, 2014, pp. 12-13, URL: https://www.amnestyusa.org/sites/default/files/_index-_asa_210182014.pdf (last visited 8 December 2016).
- (16) Melissa Crouch, *Indonesia's Blasphemy Law: Bleak Outlook for Minority Religions (Asia Pacific Bulletin, No. 146)*, East-West Center, 2012, URL: http://www.eastwestcenter.org/sites/default/files/private/apb146_0.pdf (last visited 8 December 2016).
- (17) イスラム教の教えに基づく法的問題への対処法および提言をまとめたもの。

- (18) Amnesty International, *op.cit.*, pp. 14-16.
- (19) *ibid.*, pp. 12-13.
- (20) *ibid.*
- (21) Freedom House, *Indonesia 2015*, URL: <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2015/Indonesia> (last visited 1 December 2016).
- (22) アハマディア派に対する暴力事件の詳細については、以下を参照。Human Rights Watch, *Indonesia: Reverse Ban on Ahmadiyah Sect*, 10 June 2008, URL: <https://www.hrw.org/news/2008/06/10/indonesia-reverse-ban-ahmadiyah-sect> (last visited 30 November 2016).
- (23) *ibid.*
- (24) Ihsan Ali-Fauzi and Ben Hillman, "Religious Minorities in Indonesia: Persecution and Prospects for Better Protection," *East Asia Forum Quarterly*, Vol. 7, No. 1, 2015, pp. 27-28.
- (25) Phelim Kine, "Indonesia's Growing Religious Intolerance," *Open Democracy*, 26 November 2014, URL: <https://www.opendemocracy.net/openglobalrights/phelim-kine/indonesia%E2%80%99s-growing-religious-intolerance> (last visited 6 December 2016).
- (26) *The Jakarta Post*, "MUI Accuses Ahok of Religious Defamation," 14 November, 2016.
- (27) *The Jakarta Post*, "Muslim Leaders Reject Violent Rally," 1 November 2016.
- (28) *The Jakarta Post*, "Non-Muslim electable: NU, Muhammadiyah," 14 October 2016.
- (29) *Jakarta Globe*, "NU Calls on MUI to 'Take Responsibility' for Muslims' Anger Over Ahok," 24 November 2016, URL: <http://jakartaglobe.id/news/nu-calls-mui-take-responsibility-muslims-anger-ahok/> (last visited 5 December 2016).
- (30) Eko Sukoharsono and Michael Gaffikin, "The Genesis of Accounting in Indonesia: The Dutch Colonialism in the Early 17th Century," *International Journal of Accounting and Business Society*, Vol. 1, No. 1, 1993, p. 11.
- (31) 華人の多くは交易商人であったが、農民として働く華人や、砂糖工場やゴム園の労働者として定住した華人も少なくなかった。
- (32) 華人の居住区は決められていて、移動の自由はなかった。当時の居住区の中には、現在中華街になっている地域もある。
- (33) 中国が血統主義を採る一方で、インドネシアは出生地主義を採用したため、インドネシアで生まれた華人は二重国籍を保有していた。
- (34) 青木葉子「インドネシア華僑・華人研究史—スハルト時代から改革の時代への転換」『東南アジア研究』第43巻、第4号、2006年、399頁。
- (35) 華人は、インドネシア国籍保持者 (WNI)、外国籍保持者 (WNA)、台湾出身者や国籍証明ができない無国籍者に分類された。
- (36) Hermanto Lim and David Mead, *Chinese in Indonesia: A Background Study (SIL Electronic Survey Report 2011-028)*, SIL International, 2011, pp. 7-8, URL: <http://www-01.sil.org/silesr/2011/silesr2011-028.pdf> (last visited 8 December 2016).
- (37) 1966年、軍部は華人の呼称を「ティオンホア (中華)」から「チナ (支那)」に統一した。ティオンホアという呼称には、華人に対する優越性が含まれるという理由だった。
- (38) 青木、前掲書、406頁。
- (39) Tim Lindsey "Reconstituting the Ethnic Chinese in Post-Soeharto Indonesia: Law, Racial Discrimination, and Reform," Tim Lindsey and Helen Pausacker, *Chinese Indonesians: Remembering, Distorting, Forgetting*, Institute of Southeast Asian Studies, 2005, pp. 41-76.
- (40) *The Jakarta Post*, "Thank you for no more discrimination against Chinese-Indonesians," 24 October 2016.
- (41) 2016年11月20日、ジョクジャカルタにてインタビュー (20代女性、華人、ムスリム)。
- (42) *BBC Indonesia*, "Diskriminasi Ras'di Yogyakarta: Kenapa Keturunan Cina Tak Boleh Punya Tanah?," 5 October 2016, URL: http://www.bbc.com/indonesia/majalah/2016/10/161005_majalah_tanah_yogyakarta (last visited 6 December 2016).
- (43) Ihsan Ali-Fauzi and Ben Hillman, *op.cit.*, p. 28.
- (44) *Kompas*, "Elite Patut Jaga Kemajemukan," 1 November 2016.
- (45) *Kompas*紙の報道参考。

参考文献

[論文]

- 青木葉子「インドネシア華僑・華人研究史—スハルト時代から改革の時代への転換」『東南アジア研究』第43巻、4号、2006年、397-418頁。
- 岡本正明「インドネシアのイスラーム主義政党、福

- 社正義党の包括政党化戦略』『イスラーム世界研究』第4巻, 1-2号, 2011年, 280-304頁。
- 丁麗興(玉置充子訳)「ポスト・スハルト時代におけるインドネシア華人社団の新たな発展」清水純, 潘宏立, 庄国土編『現代アジアにおける華僑・華人ネットワークの新展開』風響社, 2014年。
- 奈倉京子「インドネシア帰国華僑から「中国系インドネシア系移民」へ」『白山人類学』第11号, 2008年, 119-146頁。
- 本名純「インドネシア2014年大統領選挙-政党政治の分析」川村晃一編『ユドヨノ政権の10年と2014年の選挙(調査研究報告書)』アジア経済研究所, 2014年。
- 見市建「イスラーム過激派を理解するために-インドネシアにおける9.11事件への対応から」日本国際問題研究所『開発と社会的安定-アジアのイスラームを念頭において』2002年。
- Ali-Fauzi, Ihsan, and Ben Hillman, "Religious Minorities in Indonesia: Persecution and Prospects for Better Protection," *East Asia Forum Quarterly*, Vol. 7, No. 1, 2015, pp. 27-28.
- Crouch, Melissa, *Indonesia's Blasphemy Law: Bleak Outlook for Minority Religions (Asia Pacific Bulletin, No. 146)*, East-West Center, 2012 (http://www.eastwestcenter.org/sites/default/files/private/apb146_0.pdf).
- Kine, Phelim, "Indonesia's Growing Religious Intolerance," *Open Democracy*, 26 November 2014 (<https://www.opendemocracy.net/openglobalrights/phelim-kine/indonesia%E2%80%99s-growing-religious-intolerance>).
- Lim, Hermanto, and David Mead, *Chinese in Indonesia: A Background Study (SIL Electronic Survey Report 2011-028)*, SIL International, 2011 (<http://www-01.sil.org/silesr/2011/silesr2011-028.pdf>).
- Lindsey, Tim, "Reconstituting the Ethnic Chinese in Post-Soeharto Indonesia: Law, Racial Discrimination, and Reform," Tim Lindsey and Helen Pausacker, *Chinese Indonesians: Remembering, Distorting, Forgetting*, Institute of Southeast Asian Studies, 2005, pp. 41-76.
- Mietzner, Marcus, "How Jokowi Won and Democracy Survived," *Journal of Democracy*, Vol. 25, No. 4, pp. 111-125.
- Sukoharsono, Eko, and Michael Gaffikin, "The Genesis of Accounting in Indonesia: The Dutch Colonialism in the Early 17th Century," *International Journal of Accounting and Business Society*, Vol. 1, No. 1, 1993, pp. 4-26.
- [報告書]
- Amnesty International, *Indonesia: Drop Blasphemy Case against Jakarta Governor*, 16 November 2016 (<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/11/indonesia-drop-case-against-jakarta-governor/>).
- , *Prosecuting Beliefs: Indonesia's Blasphemy Laws, 2014* (https://www.amnestyusa.org/sites/default/files/_index-_asa_210182014.pdf).
- Freedom House, *Indonesia 2015* (<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2015/Indonesia>).
- Human Rights Watch, *Indonesia: Reverse Ban on Ahmadiyah Sect*, 10 June 2008 (<https://www.hrw.org/news/2008/06/10/indonesia-reverse-ban-ahmadiyah-sect>).
- Linkungan Survei Indonesia, *Ahok Potensial Kalah?*, October 2016 (<http://lsi.co.id/lsi/2016/10/04/ahok-potensial-kalah/>).